

広島県訓令第4号

本 庁
地 方 機 関

附属機関の委員等の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

附属機関の委員等に関する訓令の一部を改正する訓令

附属機関の委員等の任命等に関する訓令（昭和五十七年広島県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十三条（略） （広島県准看護師試験委員の任命）</p> <p>一 健康福祉局医療政策課担当課長</p> <p>二（略）</p> <p>（広島県薬事審議会の委員及び幹事の任命）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 健康福祉局医療政策課長</p>	<p>第十三条（略） （広島県准看護師試験委員の任命）</p> <p>一 健康福祉局医療介護基盤課長</p> <p>二（略）</p> <p>（広島県薬事審議会の委員及び幹事の任命）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 健康福祉局医療介護政策課長</p> <p>四 健康福祉局医療介護基盤課長</p>

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。